

しみんふくし滋賀
福祉用具事業所

福祉用具貸与
(介護予防福祉用具貸与)
重要事項説明書

年 月 日

社会福祉法人 しみんふくし滋賀

□ 福 祉 用 具 貸 与 重要事項説明書
□ 介護予防福祉用具貸与 重要事項説明書
<2026 年 07 月現在>

1. 事業の目的

社会福祉法人しみんふくし滋賀が開設する、しみんふくし滋賀福祉用具事業所が行なう指定(介護予防)福祉用具貸与事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護(要支援)状態にある利用者に対し、適正な(介護予防)福祉用具貸与を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- (1) しみんふくし滋賀福祉用具事業所の従業者は、要介護(要支援)者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、適切な(介護予防)福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行ない、(介護予防)福祉用具の貸与を行なうものとします。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、居宅介護(介護予防)支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 当事業所が提供する(介護予防)福祉用具貸与についての相談窓口および営業日等

連絡先	TEL;077-526-7618 FAX;077-523-0108
営業日	月曜日～金曜日 ただし、窓口業務は土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は休み (12/29～1/3)
営業時間	午前 9 時～午後 5 時 30 分
担当	
その他	ご不明な点は、何でもお尋ねください。

4. 当事業所の概要

(1)当事業所の指定番号および通常の事業実施地域

事業所名	しみんふくし滋賀福祉用具事業所
所在地	〒520-0014 滋賀県大津市柳川二丁目 11-25
指定事業所番号	2570104766
通常の事業の実施地域	滋賀県全域・京都市

(2)当事業所の従業員

管理者 1名

福祉用具専門相談員 2名以上(常勤換算方法による)

5. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 しみんふくし滋賀
代表者役職・氏名	理事長 成瀬 和子
法人所在地	滋賀県近江八幡市永原町上 12
連絡先	TEL;0748-31-3058 FAX;0748-36-5078
事業内容	<介護保険事業> 居宅介護支援事業、訪問介護事業、 福祉用具事業、小規模多機能型居宅介護事業、 認知症対応型共同生活介護事業、 認知症対応型通所介護事業 (地域密着型)通所介護 <障害者自立支援事業> 居宅介護事業、重度訪問介護事業、 <その他事業> ホームヘルプサービス事業(保険適用外訪問介護)、 保育事業、その他

6. サービスの内容等

(1)サービスの内容は以下のとおりです。

- ①相談受付
- ②居宅介護(介護予防)支援事業者(介護支援専門員)との連絡調整
- ③(介護予防)福祉用具貸与計画の作成
- ④(介護予防)福祉用具の選定および援助
- ⑤(介護予防)福祉用具貸与商品の搬入および搬出
- ⑥(介護予防)福祉用具貸与商品の調整、説明、確認
- ⑦アフターサービスと使用状況の確認
- ⑧福祉用具貸与商品の消毒および補修

(2)(介護予防)福祉用具貸与計画の作成

- ①(介護予防)福祉用具貸与の契約を締結後、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の内容に沿って(介護予防)福祉用具貸与計画を作成し、利用者または家族に同意を得た上でサービス提供を開始し、(介護予防)福祉用具貸与計画を交付します。
- ②(介護予防)福祉用具貸与計画作成後も実施状況を把握し、利用者や家族にも配慮し、必要に応じて(介護予防)福祉用具貸与計画の見直しを行います。

- ③利用者は、いつでも(介護予防)福祉用具貸与計画の変更を申し出ることができ
ます。この場合は、当事業所は利用者および家族の希望等に基づいて、担当の介護
支援専門員と相談の上、(介護予防)福祉用具貸与計画を変更いたします。
- ④(介護予防)福祉用具貸与計画を変更した場合は、利用者および家族にその内容を説
明し同意を得た上で、新たな(介護予防)福祉用具貸与計画に基づきサービス提供を
行ない、新たな(介護予防)福祉用具貸与計画を交付します。

(3)取り扱う福祉用具

しみんふくし滋賀福祉用具事業所が、利用者に貸与することができる福祉用具は、介
護保険法令で定める以下の種目(以下、「貸与商品」とします。)です。

①介護……利用者の要介護状態区分が要介護 2～5 の場合

車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、
床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、
歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、
移動用リフト(つり具の部分を除く)
自動排泄処理装置(※要介護 4～5 の場合)

②介護&予防…利用者の要介護状態区分が要支援 1、2 または要介護 1 の場合

手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ
自動排泄処理装置

(尿のみを自動的に吸引する機能のもの※要介護2～3を含む)

上記②の場合であっても、利用者が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、
以下の種目を貸与することができます。

車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、
床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、
移動用リフト(つり具の部分を除く)、自動排泄処理装置

注)厚生労働大臣が定める基準とは、利用者が次のいずれかに該当する場合を言う。

(保険者の承諾が必要となる場合があります)

①車椅子および車椅子付属品が貸与できる場合

- ・日常的に歩行が困難な方
- ・日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方※

②特殊寝台および特殊寝台付属品が貸与できる場合

- ・日常的に起き上がりが困難な方
- ・日常的に寝返りが困難な方

③床ずれ防止用具および体位変換器が貸与できる場合

- ・日常的に寝返りが困難な方

④認知症老人徘徊感知機器が貸与できる場合

- ・意思の伝達、介護者への反応、記憶または理解に支障がある方かつ、移動におい
て全介助を必要としない方

⑤移動用リフトが貸与できる場合(つり具の部分を除く)

- ・日常的に立上りが困難な方

- ・移乗が一部介助または全介助を必要とする方
- ・生活環境において段差の解消が必要と認められる方※
- ⑥自動排泄処理装置が貸与できる場合

・排便において全介助を必要とする方かつ、移乗において全介助を必要とする方

①～⑥の該当・非該当については(ア)要介護認定の認定調査票直近の結果(※印を除く)、(イ)サービス担当者会議等を通じた居宅介護(介護予防)支援事業者による判断(※印のみ)、(ウ)医学的所見に基づく判断(書面等による保険者の確認が必要)により判断される。

(4)(介護予防)福祉用具貸与の開始・継続・終了

- ①サービス開始の起算日は、サービス従事者が利用者の居宅に貸与商品を納品し、利用者または家族が受取り確認のサインを記載した日とします。
- ②貸与商品を利用者の居宅に納品したとき、利用者が医療機関または介護保険施設等に入院または入所している場合は、利用者の退院または退所日をサービスの開始の起算日とします。
- ③サービスの終了日は、サービス従事者が貸与商品を引取り、利用者が引取り書に確認サインを記載した日とします。
- ④利用者からサービスの終了の申出がない場合は、サービスは継続するものとします。
- ⑤利用者やご家族等の行動が従業者の生命や身体、健康及び財産に重要な影響を及ぼした場合、また、その恐れがあり、本契約を継続しがたい事由が生じた場合、当事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(5)貸与商品の納品

- ①貸与商品を利用者へ引き渡すにあたって、サービス従事者が組み立ておよび設置を行い、貸与商品の作動具合および利用者への適合状況を確認するものとします。
- ②貸与商品を利用者へ引き渡すにあたって、利用者または家族に対して貸与商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、取扱説明書を交付するものとします。

(6)貸与商品の引取り

- ①契約の終了または貸与商品の交換もしくは変更等により、利用者から貸与商品の引取り依頼を受けた場合は、速やかに貸与商品を引取るものとします。
- ②前項の場合においても、利用者は 4.利用料等に定める料金算定方法に応じて、所定のサービス利用料金を社会福祉法人しみんふくし滋賀に支払うものとします。

7. 利用料等

(1)福祉用具サービスの利用料

- ①サービス利用料金の額は、別紙の介護用カタログの額によるものとします。
- 注)カタログ掲載価格は、1ヶ月のレンタル価格と1ヶ月の利用者負担割合1割分の利用料を記載しています。利用者負担については、「1割負担」、「2割負担」、「3割負担」

があります。利用者負担割合については、「介護保険負担割合証」をご確認ください。

②サービス利用料金は、1 ヶ月単位とし、月の途中における貸与開始または貸与終了の場合における料金は、次のとおりとします。

(ア) 貸与開始月の利用料

- a. サービス開始時がその月の 15 日以前の場合は 1 ヶ月分の全額
- b. サービス開始時がその月の 16 日以降の場合は 1 ヶ月分の 1/2

(イ) 貸与終了月の利用料

- a. サービス終了時がその月の 15 日以前の場合は 1 ヶ月分の 1/2
- b. サービス終了時がその月の 16 日以降の場合は 1 ヶ月分の全額

注) サービス開始とサービス終了が同じ月内に行われた場合のサービス利用料金は 1 ヶ月分全額となります。

(ウ) その他

- a. 介護保険制度を利用される場合であっても、身体障害者用物品以外の貸与商品には消費税がかかります。
- b. 介護保険の適用がある場合には、利用者は社会福祉法人しみんふくし滋賀に対して、上記サービス利用料金から保険給付額を控除した金額(以下、「利用者負担額」とします。)(通常は1割または2割負担となります。)を支払うものとします。
- c. 介護保険の適用がない場合および介護保険上償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を、介護保険の適用がある場合において、給付限度額を超えるサービスを提供した場合には、その限度額を超えた額を、利用者は社会福祉法人しみんふくし滋賀に対して支払うものとします。
- d. 契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金または利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、社会福祉法人しみんふくし滋賀は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期および改定後の金額を通知します。

(2) 搬入および搬出に係る費用

①サービス従事者がサービス提供を行なうために利用者宅にお伺いするための交通費

- 通常の事業実施地域内 無料
- 通常の事業実施地域外 30 円/1Km

(通常の事業実施地域を越えた地点から利用者宅までの往復距離)

②契約期間中に利用者の転居等で貸与商品の移動を行う場合における当該移動に要した費用は別途お支払いただきます。

③サービスを提供するため、通常の事業実施地域を越えて利用者宅を訪問する場合に、やむを得ず有料道路や有料駐車場を使用する場合、その費用も別途お支払いただきます。

(3)複写物の交付に係る費用

利用者が当該利用者に関するサービス提供記録等の複写物の交付を受ける場合は、1枚あたり10円を徴収します。

8. 利用料等の支払い

支払い時期	当事業所より利用者宛に、当月の利用料等の合計額の請求書に明細を付して翌月 20 日までに送付します。翌月 27 日までにお支払いください。
支払い方法	下記のいずれかの口座に、口座振替もしくは振込送金の方法でお支払いください。なお、口座振替の場合は予め必要な手続きを済ませた後、翌月の 27 日(ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日)に振り替えます。 ・関西みらい銀行 野洲支店 普通預金 口座番号 2028702 口座名 社会福祉動法人しみんふくし滋賀 理事長 成瀬 和子 ・滋賀銀行 野洲支店 普通預金 口座番号 864297 口座名 社会福祉法人 しみんふくし滋賀 理事長 成瀬 和子 ・ゆうちょ銀行 記号 14680 番号 23166971 口座名 社会福祉法人 しみんふくし滋賀
その他	利用料の支払いについて、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、更に支払いの催告から 2 週間以内にお支払いのない場合は、福祉用具の提供を停止し、契約を解除した上で未払い分をお支払いいただくことになります。

9. 緊急時の対応

利用者宅訪問中に利用者の状態の急変などがあった場合は、主治医、救急隊および利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者、家族等の緊急連絡先に連絡します。

10. 秘密保持と個人情報の保護

①秘密の保持

事業者及び事業所の従業者であるものは、(介護予防)福祉用具貸与を提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約が終了した後も同様です。

②個人情報の保護

事業者は、利用者および利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者および利用者の家族の個人情報を用いませぬ。また、事業者は利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良なる管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしませぬ。

貸与商品を利用者の居宅等に搬入または搬出するため、第三者に貸与商品の搬入または搬出を委託する場合においても、個人情報等を漏洩させませぬ。

11. 贈与の受け取りの禁止

従業者には利用者およびその家族から金銭及び物品等の贈与の受け取りを禁止しています。予めご了承ください。

12. 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

●加入損害賠償責任保険 ビジサポ(統合賠償責任保険)

13. サービスに関する相談・苦情等

(1)当事業所への相談・苦情

●福祉用具に関するご相談・苦情等を承ります。

事業所名	しみんふくし滋賀 福祉用具事業所
相談時間	平日 月～金曜日 午前9時～午後5時30分
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)
担当者	橋本 美帆
所在地	大津市柳川二丁目 11-25
連絡先	TEL;077-526-7618 FAX;077-523-0108

(2)その他

●利用者の保険者である市町および各府県の国民健康保険団体連合会にも相談・苦情等を申し出ることができます。

保険者	連絡先
大津市介護保険課	077-528-2753
野洲市高齢福祉課	077-587-6074
守山市介護保険課	077-582-1127
草津市介護保険課	077-561-2369
栗東市長寿福祉課	077-551-0281
近江八幡市介護保険課	0748-33-3511
湖南市高齢福祉課	0748-71-2356
高島市長寿介護課	0740-25-8029
京都市介護ケア推進課	075-213-5871
滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9011

(その他の市町については、事業所にお問い合わせください。)

14. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、利用者の保険者である市町および当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に対して連絡等の必要な措置を講じます。

15. 利用者の人権擁護と虐待の防止

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業員に対し、研修の機会を確保する。

16. 非常災害発生時の対応

非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行なう体制を構築するよう努める。

17. 暴力団の排除

- (1)当法人の役員及び管理者その他の従業員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。
- (2)当事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

18. サービス提供の記録

- (1) 事業者は、福祉用具貸与の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- (2) 利用者は、事業者の営業時間内にその事業において、当該利用者に関する第1項の記録を閲覧できます。
- (3) 利用者は、当該利用者に関する第1項の記録の複写物の交付を受けることができます。

19. 第三者評価の実施状況

評価日	評価機関	評価結果の開示状況
—	—	—

※この重要事項説明書は、大切に保管してください。

確 認 書

年 月 日

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)に対し重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所名 しみんふくし滋賀 福祉用具事業所
所在地 滋賀県大津市柳川二丁目 11-25
指定事業所番号 2570104766
指 定 大津市

事業者名 社会福祉法人しみんふくし滋賀
所在地 滋賀県近江八幡市永原町上 12

説明者 _____

私は、事業者から福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)についての重要事項の説明を受け、重要事項説明書の交付を受けました。

本人住所 _____

TEL _____

本人氏名 _____

※代理人はこの重要事項説明書の交付を受けることについて代理する

代理人住所 _____

TEL _____

代理人氏名 _____